平成２５年（フ）第１５３号
愛知県一宮市平和３丁目７番地３
債務者　香月　雅美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５８号
住民票上の住所愛知県犬山市大字橋爪字止々馬木28番地１　ＣＨ犬山Ⅱ301
債務者　成木　　亨
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３０３号
香川県高松市塩上町２丁目16番22―32号
債務者　向村　憲人
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０４号
香川県高松市塩上町２丁目16番22―32号
債務者　向村惠美子（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７１号
香川県高松市木太町3758番地５　エルディム木太Ⅰ103号室、住民票上の住所岡山県岡山市北区岡南町２丁目５番41―905号
債務者　横山　博人
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
香川県高松市木太町3758番地５　エルディム木太Ⅰ103号室、住民票上の住所岡山県井原市岩倉町1366番地１
債務者　津組　孝子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１０７号
香川県高松市東山崎町514番地　市住14―76
債務者　酒井　紀子（旧姓鹿瀬島）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７６９号
名古屋市港区入場２丁目1708番地の２、従前の住所東京都八王子市叶谷町1505番地１　ハレアカラ202号
債務者　真下　暢治
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８４号
名古屋市北区大曽根１丁目22番５号　エスポアールトモエ502号、従前の住所名古屋市守山区幸心２丁目1239番地
債務者　金子　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８５号
名古屋市北区大曽根１丁目22番５号　エスポアールトモエ502号、従前の住所名古屋市守山区幸心２丁目1239番地
債務者　金子　和子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
長崎県島原市有明町大三東丙548番地１
債務者　其田　千晴（旧姓宇藤）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
北海道小樽市若竹町７番９号
債務者　齊藤　博子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５２号
北海道小樽市信香町３番12号
債務者　田中　君枝（旧姓早川・藤井・須貝）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２３９号
宮城県塩竈市新富町12番22号　コーポ阿部205号、従前の住所宮城県塩竈市新富町９番37号　大石アパート７号
債務者　渡邉　幸広
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原517番地８、前住所栃木県宇都宮市清原台５丁目22番27号　ホリディナイスⅡ203号室
債務者　和知　孝子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
茨城県笠間市平町1702番地10　川井ハイツＣ号
債務者　齊藤　正邦
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１４２号
茨城県笠間市平町1702番地10　川井ハイツＣ号
債務者　齊藤　信子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所